

富津市地域公共交通確保維持改善計画（案）について

竹岡地区において実施している公共交通空白地有償運送について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するため、補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画を策定する。

【参考】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 抜粋

(定義等)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

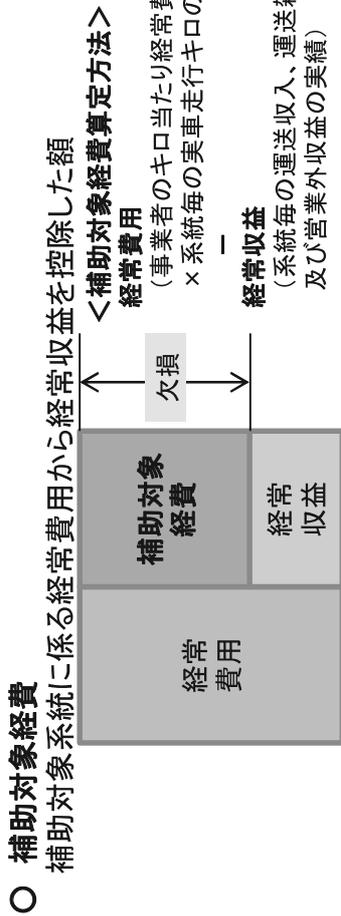
(生活交通確保維持改善計画の策定)

第 8 条 市区町村協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

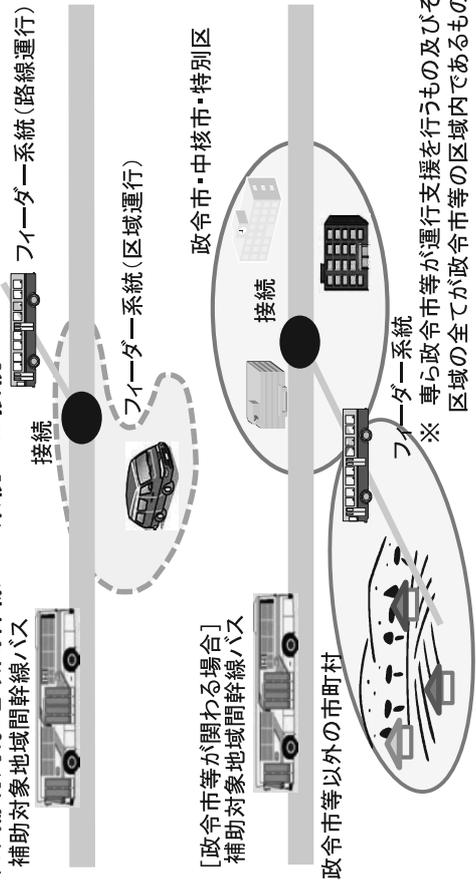
- **補助対象事業者**
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化・再生活法に基づく協議会



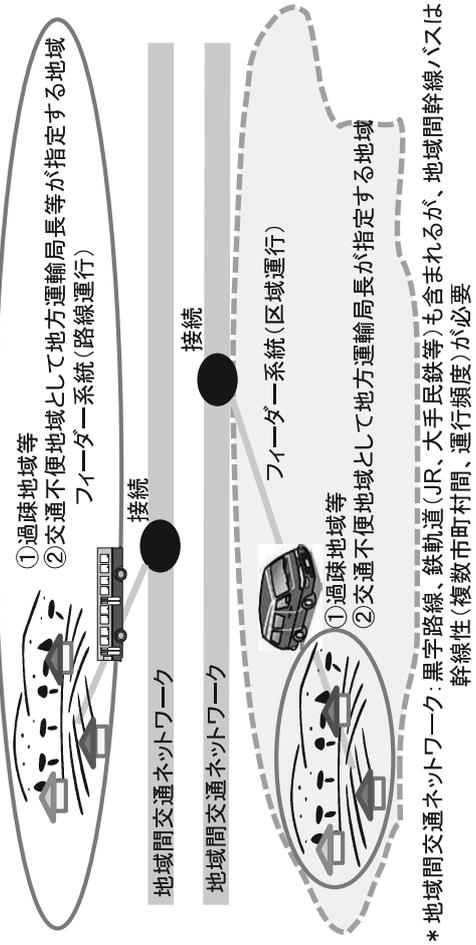
- **補助率**
1/2
- **主な補助要件**
 - ・補助対象地域間バスシステムを補完すること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域幹線バスシステム等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けられるものであること
 - ・乗車人員が2人/1回以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象システムのイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年7月22日

富津市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
富津市生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画)
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>富津市においては、市外へ通じる幹線交通である鉄道や地域間幹線を運行する路線バスを軸に、市域内に広範に廃止代替バスにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、商業施設や医療機関が集中している富津市北部や市から北に位置する木更津市の総合病院及び君津市の大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が君津市等に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>また、この幹線交通に通じる廃止代替バスが支線の役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生し、一部地域では、幹線交通と廃止代替バスの乗り継ぎが不十分であったり、幹線道路から離れている集落については、そもそも交通手段が確保されていなかったり、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、既存の交通機関で移動手段の確保が困難な地域について、竹岡地区の自家用有償運送により移動手段を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
竹岡地区公共交通空白地有償運送の利用者数 令和 3年度 (R2. 10. 1～R3. 9. 30) 700人 令和 4年度 (R3. 10. 1～R4. 9. 30) 700人 令和 5年度 (R4. 10. 1～R5. 9. 30) 700人 地域と連携した地域特性等に即した移動手段の確保数 1件以上（直近年度の実績1件） (富津市地域公共交通網形成計画 P56、63～66)
(2) 事業の効果
交通空白地有償運送により、幹線道路から遠隔地に居住する竹岡集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none">・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（富津市）・地域住民と各自治会での勉強会を定期的に行い実績に応じて利用促進策を検討する。（富津市）・沿線の地域に公共交通に関する定期的な情報提供を行う。（富津市） (富津市地域公共交通網形成計画 P63～71)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
富津市から交通空白地有償運送登録者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
NPO 法人わだち
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 30 年 10 月 17 日	公共交通空白地有償運送の実証運行を行うため、会議に諮り、同運送に係る協議が調った。
平成 31 年 1 月 29 日	補助対象事業者の自家用有償旅客運送に係る登録更新について会議に諮り、更新に係る協議が調った。
令和 元 年 6 月 26 日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、認定申請に係る協議が調った。
令和 2 年 1 月 29 日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、令和元年度事業評価に係る協議が調った。
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>運行事業者は、地域の高齢者福祉事業を実施する NPO 法人で、公共交通空白地有償運送の実証運行前から福祉有償運送を実施してきた。</p> <p>しかし、福祉有償運送では、障がい者、要介護認定者等に利用者が限られることから、要介護認定に至らない高齢者等から移動サービスの提供について相談を受けているなど、地域の声を受けて実施するものである。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課

関係市区町村	富津市副市長、君津市企画政策課
交通事業者・交通施設管理者等	日東交通株式会社 千葉県タクシー協会理事兼南房支部 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社君津駅 東京湾フェリー株式会社 一般社団法人千葉県バス協会 日東交通労働組合富津支部 千葉県君津土木事務所調整課 千葉県富津警察署交通課
地方運輸局	関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日本大学理工学部交通システム工学科教授（学識経験者） 富津、大佐和、天羽地区区長会長（住民代表）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県富津市下飯野 2443 番地

（所 属）富津市総務部企画課公共交通係

（氏 名）園田 慎太郎

（電 話）0439-80-1229

（e-mail）mb007@city.futtsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダーシステム）

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
富津市	NPO法人わたち	(1)	不羽漁業 協同組合 漁業セン ター	竹岡コミュ ニティセン ター	上総 湊駅	往 14.2km 復 14.2km	100日	200回		路線定期運行	②(1) ※半島	③
		(2)	不羽漁業 協同組合 漁業セン ター	上総 湊駅	雷津浅 間山BS	往 17km 復 17km	100日	150回		路線定期運行	②(1) ※半島	③
		(3)				往 km 復 km	日	回				
		(4)				往 km 復 km	日	回				
		(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	富津市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	43,799

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
43,799	市全域	半島振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
富津市地域公共交通網形成計画	平成30年3月22日	平成31年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
43,799	$43,799 \times 150\text{円} + 560\text{万円}$	12,169,850

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2))(実施要領の2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

公共交通空白地有償運送 運行経路



運行表

※萩生地区は、利用予約に応じて延伸↓↑する。

※6便は予約があった時のみ運行

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
萩生地区(天羽漁業協同組合漁業センター等)※	8:00	9:30	9:30	11:40	13:30	15:10	17:30
竹岡コミュニティセンター	8:05	9:25	9:35	11:35	13:35	15:05	17:25
大釜戸地区	8:08	9:23	9:38	11:33	13:38	15:03	17:23
関山地区	8:10	9:20	9:40	11:30	13:40	15:00	17:20
下白狐集会所	8:13	9:17	9:43	11:27	13:43	14:58	17:17
仲村地区	8:15	9:15	9:45	11:25	13:45	14:55	17:15
森戸地区	8:18	9:12	9:48	11:22	13:48	14:53	17:12
三十郎商店	8:20	9:10	9:50	11:20	13:50	14:50	17:10
天羽マリーナヒル	8:23	9:06	9:53	11:16	13:53	14:48	17:06
十宮	8:27	9:03	9:57	11:13	13:57	14:45	17:03
吉田屋湊店	8:30	9:00	10:00	11:10	14:00	14:41	17:00
天羽診療所	8:33	8:57	10:03	11:07	14:03	14:38	16:57
原田内科小児科医院	8:38	8:52	10:08	11:02	14:08	14:35	16:52
上総湊駅(発着)	8:40	8:50	10:10	11:00	14:10	14:30	16:50
上総湊駅(発着)			10:13	10:57			16:47
上総湊駅前(バス停)			10:15	10:55			16:45
コメ			10:19	10:51			16:41
富津浅間山バスストップ			10:20	10:50			16:40

接続する電車

上総湊駅JR上り	8:45	8:45	10:17	10:17	14:26	14:26	16:09
上総湊駅JR下り	8:58	8:27	10:55	10:55	13:53	13:53	16:22

接続する高速バス

房総なのはな号(白浜～東京線)			上り10:40	下り10:28			下り16:28
南総里見号(館山～千葉線)			上り10:27	下り10:44			下り16:34